

宇佐市の台所事情

～ 令和5年度決算状況 ～

うさからくんちの

かけいぼ



宇佐市 総務部 行財政経営課



1	令和5年度一般会計の決算状況	
	①歳入編	1
	②歳出編	
	目的別	2
	性質別	3
2	家計簿にしてみると	4
3	市民一人あたりでみると	5
4	積立金と地方債	5
	①積立金（基金）について	
	②地方債について	
	③積立金及び地方債の現在高の推移	
5	会計別決算額の推移	
	①一般会計	6
	②特別会計等	7
6	財政運営の健全性の状況について	8



1 令和5年度一般会計の決算状況

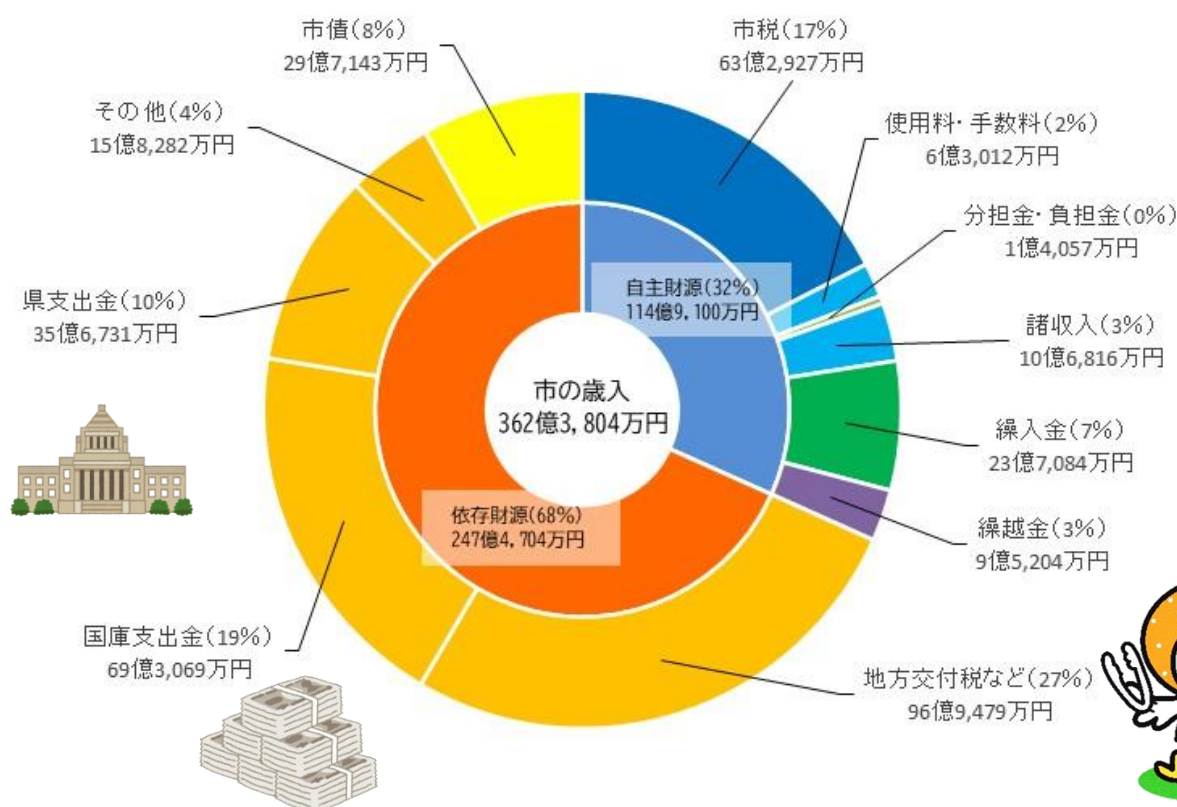
①歳入編

一般会計の歳入には、「**自主財源**」と「**依存財源**」の二つに大きく分類されます。

「**自主財源**」は、市が自主的に調達できる収入で、市民の皆さまから納めていただいた市税のほか、市の施設の利用料の収入や証明書などを発行する際の手数料、各種基金（貯金）を取り崩して財源とする繰入金などがあります。

一方、「**依存財源**」は市民の皆さまが国に納めた税金の一部となる地方譲与税や交付税、交付金のほか、国や県から使いみちが決められて交付される支出金、銀行などから借り入れる市債などがあります。

宇佐市の令和5年度一般会計の歳入決算は、自主財源が全体の32%で、60%を国や県から交付される支出金に依存、残りの8%が借金でまかなわれています。



【自主財源】

- ① 市税 皆さまから納めていただいた市民税や固定資産税、軽自動車税など
- ② { 使用料・手数料 . . . 市の施設の使用料や住民票の写しの交付手数料など
分担金・負担金 . . . 事業の経費の一部を受益の程度に応じて利用者に負担していただくもの
諸収入など 寄附金や不動産の売払いなどの財産収入及び諸収入
- ③ 繰入金 市の貯金から引き出したお金
- ④ 繰越金 昨年度残ったお金

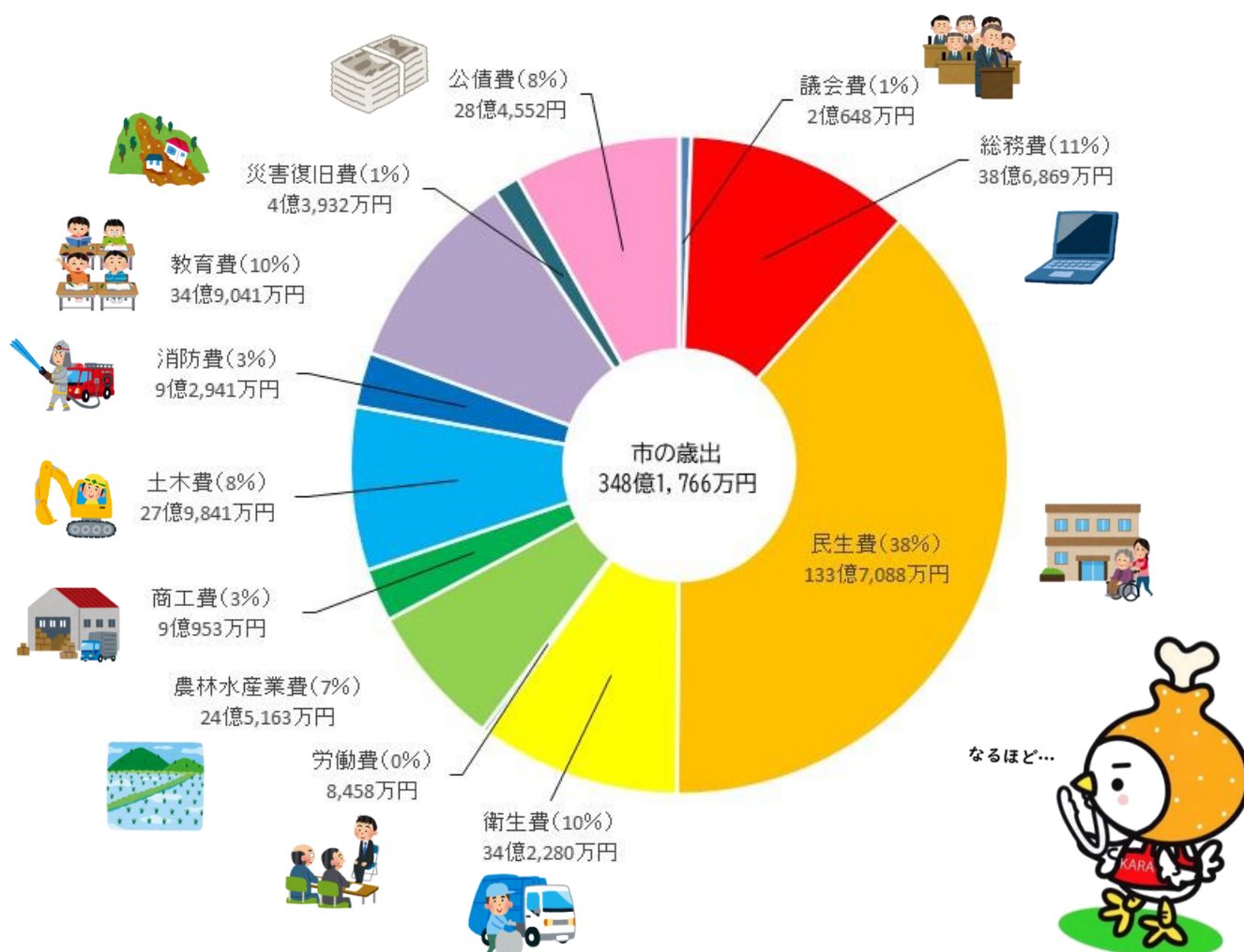
【依存財源】

- ⑤ { 地方交付税など . . . 国に納めた税金の一部で、使いみちは決められていないもの
国庫及び県支出金 . . . 国又は県に納めた税金の一部で、使いみちが決められているもの
その他 地方消費税交付金や地方特例交付金など
- ⑥ 市債 国や銀行から借りたお金

②歳出編

【目的別】

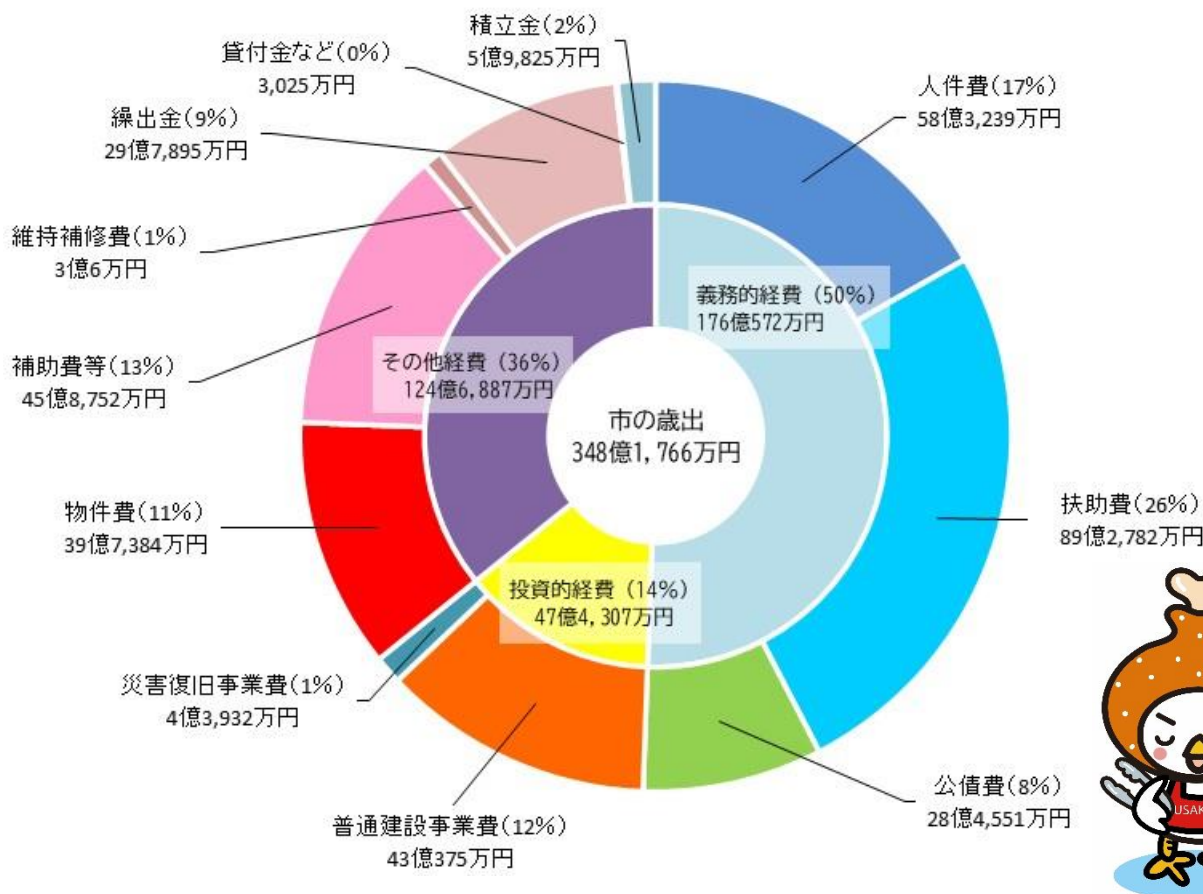
福祉や農林水産業、土木、教育などの目的ごとに分けると下のグラフのようになります。最も多くの経費を要しているのは、全体予算の38%を占めている民生費で、児童、高齢者、障がい者などへの社会保障経費に使われています。



- ① 議会費 市議会議員の報酬や議会運営などにかかる経費
- ② 総務費 庁舎の管理、企画調整、財政管理、戸籍住民基本台帳、選挙などにかかる経費
- ③ 民生費 生活保護費や児童、高齢者、障がい者などの社会福祉施策などにかかる経費
- ④ 衛生費 医療、公衆衛生、ごみなどの一般廃棄物の収集処理などにかかる経費
- ⑤ 労働費 労働者の福祉向上や就労支援などにかかる経費
- ⑥ 農林水産業費 . . . 農林漁業の振興、技術の普及などにかかる経費
- ⑦ 商工費 商工業の振興、中小企業の育成、企業誘致などにかかる経費
- ⑧ 土木費 道路、河川、住宅、公園などの整備やこれらの維持管理にかかる経費
- ⑨ 消防費 火災、風水害、地震等の災害から市民を守るための経費
- ⑩ 教育費 学校教育、社会教育などの教育行政にかかる経費
- ⑪ 災害復旧費 大雨や暴風、地震などの災害により被災した施設の復旧にかかる経費
- ⑫ 公債費 事業を行うために国や金融機関から借り入れた市債の返済にかかる経費

【性質別】

目的別の歳出決算を人件費や投資的経費などの性質別に分けると、決算の特徴を違った視点からみることが出来ます。最も多いのは全体の26%を占めている扶助費で、生活保護費や児童福祉費、高齢者福祉費、障がい者支援費など、福祉や医療助成などにかかる経費となっています。



【義務的経費】

- ① 人件費 職員の給料などにかかる経費
- ② 扶助費 生活保護、児童福祉、高齢者福祉、障がい者支援費などの福祉や医療にかかる経費
- ③ 公債費 事業を行うために国や金融機関から借り入れた市債の返済にかかる経費

【投資的経費】

- ④ { 普通建設事業費 . . 道路や学校などの建設や大規模改修などの生活基盤の整備にかかる経費
- 災害復旧事業費 . . 大雨や暴風、地震などの災害により被災した施設の復旧にかかる経費

【その他経費】

- ⑤ { 物件費 光熱水費、消耗品費、通信運搬費、委託料などにかかる経費
- 補助費等 各種事業等に対する補助金や一部事務組合に対する負担金等にかかる経費
- ⑥ 維持補修費 施設の維持管理にかかる経費
- ⑦ 繰出金 下水道事業や介護保険などの特別会計の収入を補うための経費
- ⑧ 貸付金など 市が一時的に貸したり預けたりする経費
- ⑨ 積立金 各種基金への積立金

2 家計簿にしてみると

宇佐市の財政状況を少し身近に感じていただくため、令和5年度一般会計の決算を、年収500万円の家計に見立て、1ヶ月あたりの家計簿に置き換えてみました。



年収500万円を月収にすると・・・1ヶ月あたり約416,700円

※表中の矢印(↑)(↓)は、
前年度に対する増減を表しています。

収 入		支 出	
①市税 (市民税や固定資産税)	給料 (↓) 72,800 円	①人件費 (議員報酬や職員の給料) 食費 (↓) 69,800 円	
②使用料・手数料など (市の施設使用料や手数料)	パート収入 (↓) 21,100 円	②扶助費 (生活保護、児童・高齢者福祉など) 医療費 (↑) 106,800 円	
③地方交付税など (国や県からもらったお金)	親からの仕送り (↓) 250,400 円	③公債費 (市債の元金・利子など) ローンの返済 (↓) 34,000 円	
④市債 (国や銀行から借りたお金)	借金 (↑) 34,200 円	④普通建設事業費など (公共施設の新築・改修など) 家や庭の建築、改修 (↑) 56,800 円	
⑤繰入金 (市の貯金から引き出したお金)	貯金のとりくずし (↓) 27,300 円	⑤物件費・補助費等 (光熱水費や業務委託料など) 光熱水費 (↓) 102,500 円	
⑥繰越金 (昨年度残ったお金)	繰越金 (↑) 10,900 円	⑥維持補修費 (公共施設の維持、修繕料など) 車などの修理代 (↓) 3,600 円	
		⑦他会計への繰出金 (国民健康保険やなどへの繰出) 子どもへの仕送り (↓) 35,600 円	
		⑧貸付金など (福祉や地域振興のために貸すお金) 貸付など (ー) 400 円	
		⑨積立金 (基金などへ積み立てたお金) 貯金 (↓) 7,200 円	
	計 416,700 円	計 416,700 円	



3 市民一人あたりでみると

令和5年度一般会計の決算額及び積立金現在高（貯金）、
地方債現在高（ローン）を市民一人あたりに換算してみました。



令和6年3月31日現在の住民基本台帳

人口：52,262人

世帯数：25,894世帯



<市民一人あたり> <一世帯あたり>

○令和5年度に使ったお金 （歳出決算額：348億1,766万円）	66万6千円	134万5千円
○令和5年度末時点の貯金（積立金）残高 （積立金現在高：110億5,337万円）	21万1千円	42万7千円
○令和5年度末時点のローン（地方債）残高 （地方債現在高：282億5,359万円）	54万1千円	109万1千円

4 積立金と地方債

①積立金（基金）について

特定の目的のために積み立てられる資金のことで、その目的によって順次積み立てていくもの、定額を運用していくもの、果実（預金利子など）を運用していくものなどがあり、主に次の4種類に分けられます。



- ・**財政調整基金**：将来の大事業や災害などの事態に備えて積み立てるもの。
- ・**減債基金**：借入金（地方債）返済のために積み立て、毎年平均的に返済できるようにするためのもの。
- ・**特定目的基金**：公共施設の整備など、特定の目的を計画的に実施するためのもの。
- ・**定額運用基金**：特定の目的のために定額の資金を運用するためのもの。

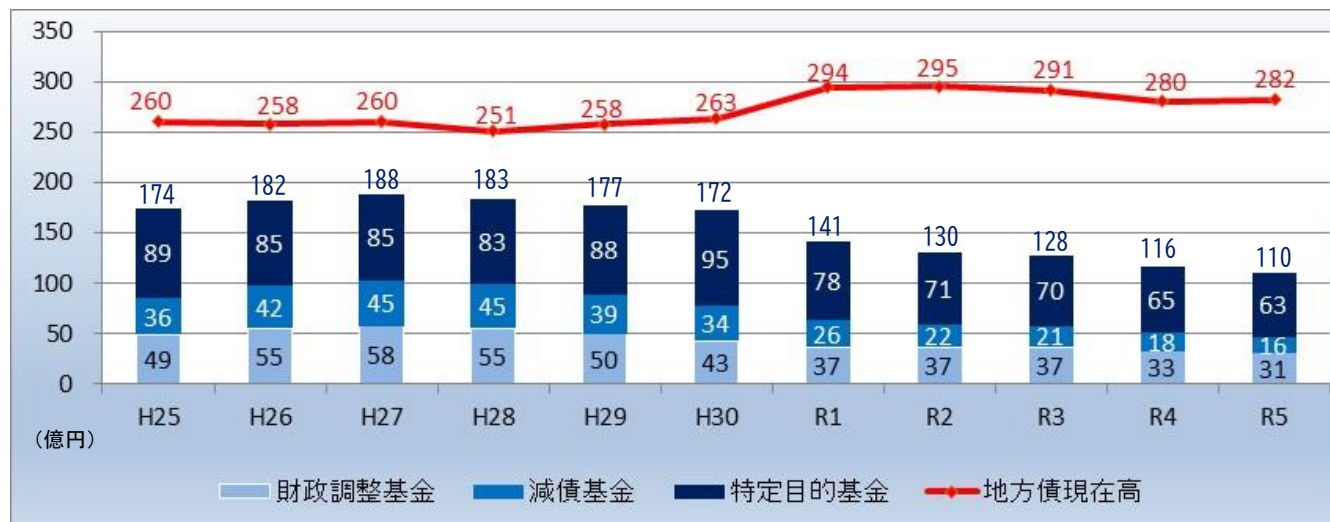
②地方債について

学校や道路などの公共施設を整備するには多額の費用がかかります。
そのため、資金を借り入れて事業を実施しますが、主に次の2つの理由が挙げられます。



- ・公共施設の整備に要する経費は多額であり、全額費用を一度に支出するのは負担が大きいため。
- ・公共施設は何十年と長く使用されるもので、現在、税金を納めている市民の皆さまだけでなく、将来、施設の利用者となる市民の皆さまにも借入れの返済という形で経費を公平に負担していただくため。

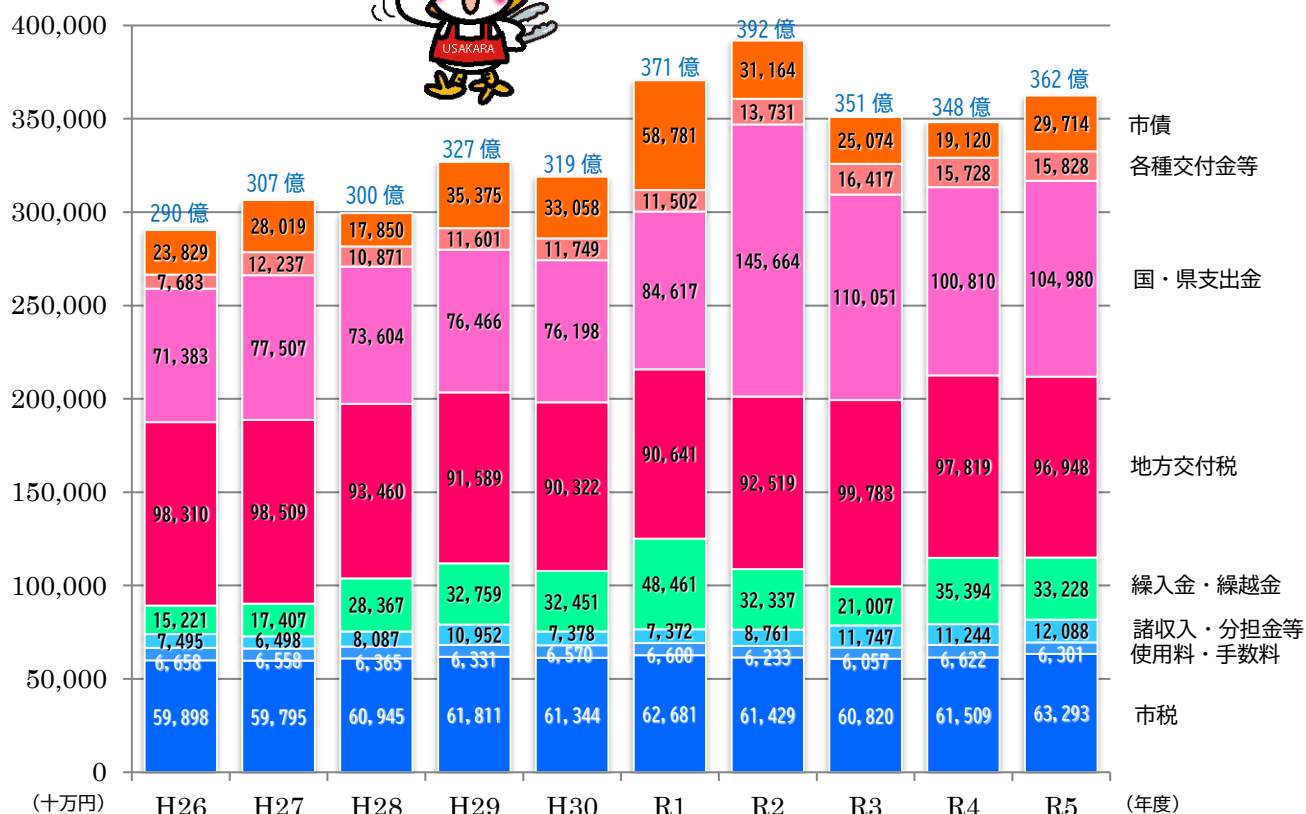
③積立金及び地方債の現在高の推移



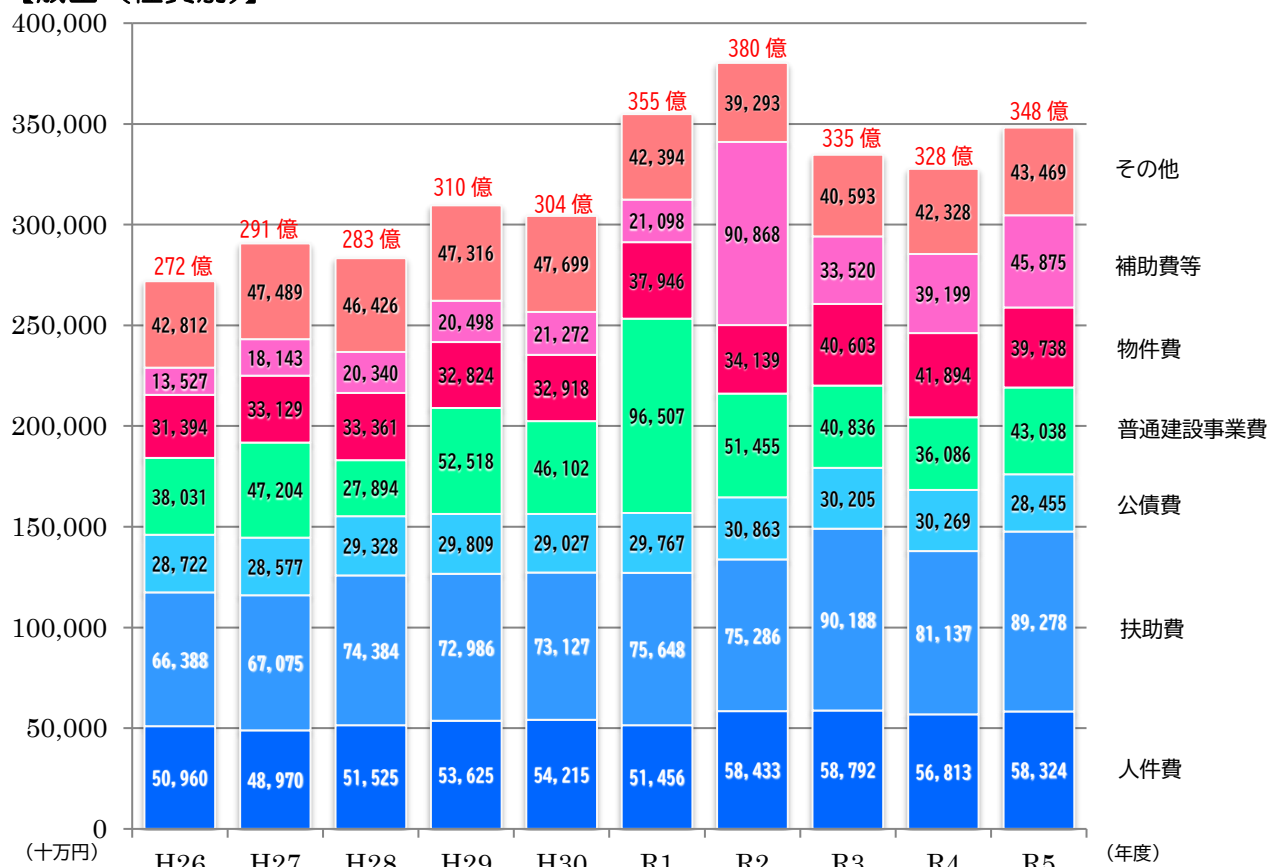
5 会計別決算額の推移

① 一般会計

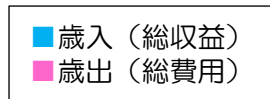
【歳入】



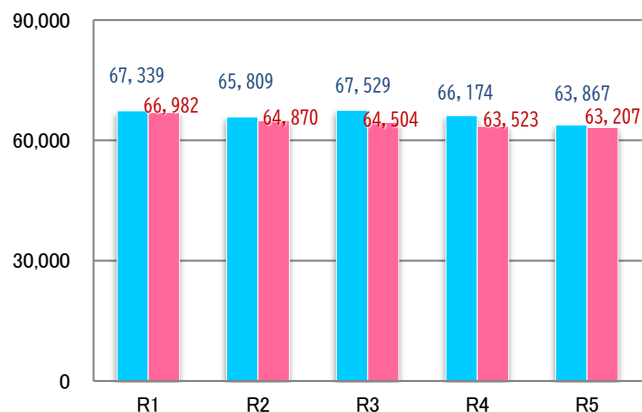
【歳出（性質別）】



② 特別会計等

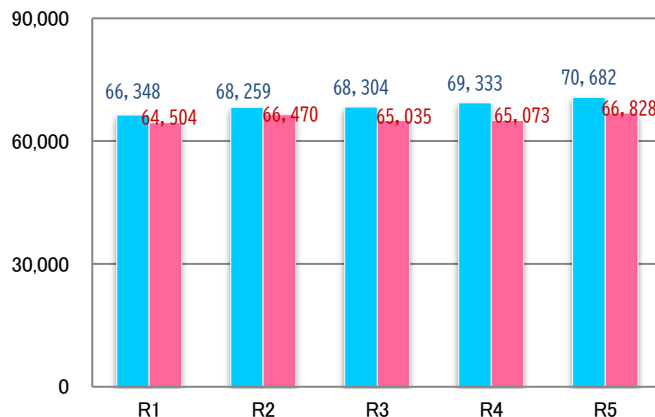


【国民健康保険】

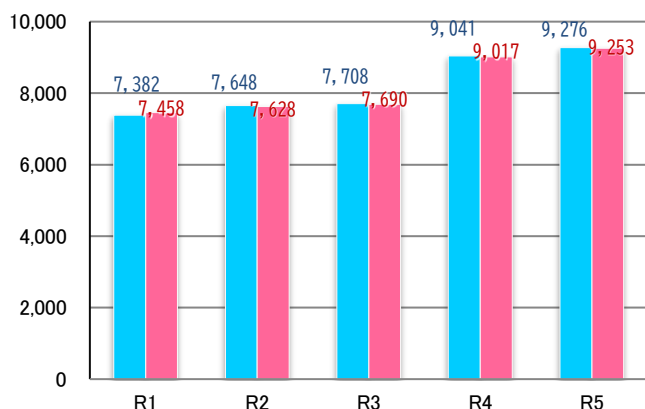


【介護保険】

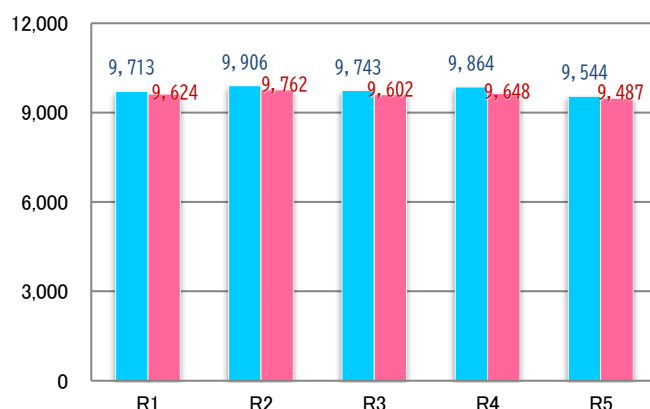
（単位：十万円）



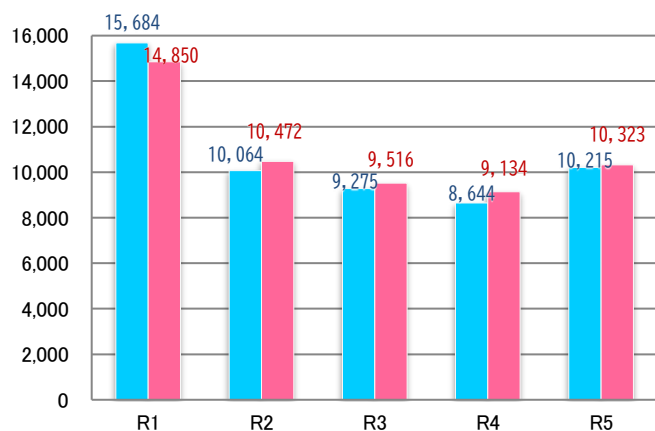
【後期高齢者医療】



【水道事業】



【下水道事業】



特別会計等では、国民健康保険料や下水道使用料などの特定の収入によってその会計の事業を行うため、一般会計とは別に収入と支出の経理を行っています。



会計毎に
決算の規模が違うため
グラフの目盛りも
それぞれ異なるよ！

※下水道事業は令和2年度より公営企業会計法適用へ移行しました。

6 財政運営の健全性の状況について

地方自治体の財政の健全性は、平成21年4月から全面施行となった「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）に基づき、次の4つの健全化判断比率の指標によって示されます。

- ①実質赤字比率：一般会計などの実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどれくらいの割合かを示すもの
- ②連結実質赤字比率：全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどれくらいの割合かを示すもの
- ③実質公債費比率：一般会計などの実質的な借入金の返済額が、標準的な収入に対してどれくらいの割合かを示すもの
- ④将来負担比率：一般会計などが抱える実質的な負債の残高が、標準的な収入に対してどれくらいの割合かを示すもの

また、各公営企業（水道事業、下水道事業）の経営状態の健全性については、次の指標により示されています。

- ⑤資金不足比率：各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどれくらいの割合かを示すもの



財政運営の状況が悪化すると・・・

財政状況の危険信号を示す「早期健全化基準」、さらに財政破たん状態となる「財政再生基準」は数値が大きいほど財政状況が悪いとされ、指標が基準を超えると、財政健全化（再生）計画を策定し国や県の指導下で財政運営を行うこととなります。また、これらの指標は、地方債の償還金や残高などの、市が将来にわたって負担すべき経費が深く関わってくることから、地方債の発行・管理を含め、適切な財政運営が求められます。

宇佐市の令和5年度決算に基づく「健全化判断比率」については、前年度に引き続きすべて基準を下回りました。また、各公営企業の「資金不足比率」については、いずれの会計も資金不足ではありません。

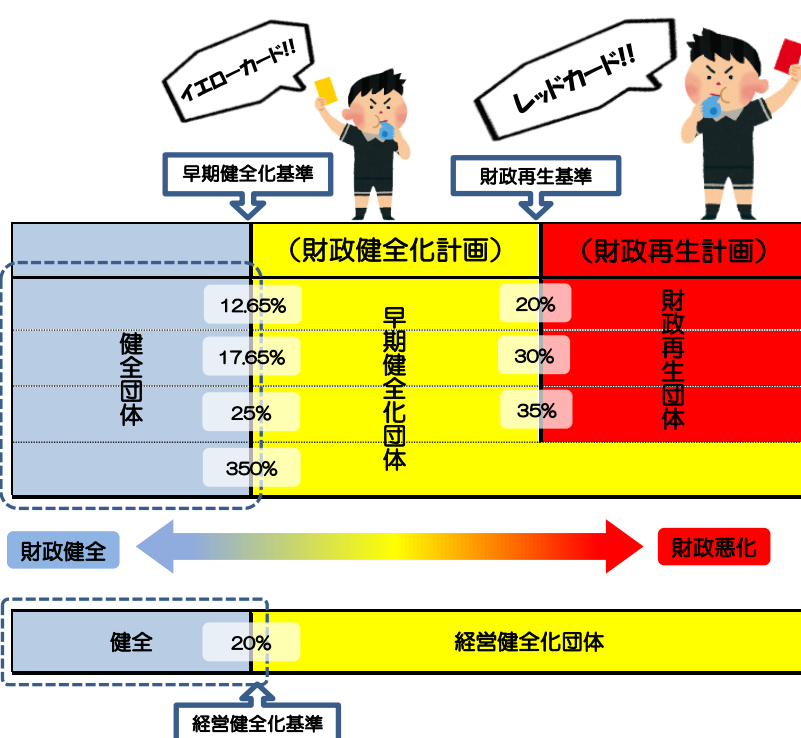
今後も、類似団体などの数値と比較・分析・検証しながら、引き続き財政の健全化に努めます。



【財政健全化判断比率】

	令和4年度
①実質赤字比率	赤字なし
②連結実質赤字比率	赤字なし
③実質公債費比率	6.9%
④将来負担比率	20.7%

⑤資金不足比率	各公営企業いずれも資金不足なし！
---------	------------------





2024年（令和6年）10月

宇佐市 総務部 行財政経営課

〒879-0492

大分県宇佐市大字上田 1030 番地の 1

TEL 0978-27-8108

FAX 0978-32-2331

E-mail zaisei04@city.usa.lg.jp